

# 大阪府公共事業景觀形成指針

平成 20 年 10 月

大 阪 府

# 目 次

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| はじめに                            | 1  |
| 1 本指針の位置付け                      | 1  |
| 2 公共事業の景観形成における基本的考え方           | 2  |
| (1) 基本的姿勢                       | 2  |
| (2) 景観計画に基づく景観形成                | 4  |
| (3) 市町村との連携による景観形成              | 4  |
| (4) 府民・企業等との協働による景観形成           | 4  |
| 3 良好な景観形成のための事業の進め方             | 5  |
| (1) 計画段階                        | 5  |
| (2) 施工段階                        | 5  |
| (3) 事業完了段階                      | 5  |
| (4) 維持管理段階                      | 5  |
| 4 施設別指針                         | 6  |
| (1) 道路                          | 6  |
| (2) 水辺（河川、港湾、ため池・水路、ダム）         | 7  |
| (3) 砂防                          | 9  |
| (4) 公園緑地                        | 9  |
| (5) 公共建築物                       | 10 |
| 5 共通指針                          | 11 |
| (1) 構成要素別指針（斜面・法面、擁壁、護岸、舗装、付属物） | 11 |
| (2) 緑化指針                        | 13 |

## はじめに

道路、河川、港湾、公園、公共建築物等の公共施設等は都市を構成する重要な基盤施設である。その機能や役割には永続性があり、長期にわたり景観の構成要素となることから、都市の景観の骨格を形づくるものである。また、大規模な施設が多く、多くの人々が利用する空間であることから、都市の景観形成をリードし、まちの魅力を高める先導的な役割を有している。まちの魅力は、都市の活性化、にぎわいの創出に貢献するものであり、公共事業が景観形成に果たす役割は大きい。

大阪府景観条例（平成10年大阪府条例第44号）が目的とする良好な景観形成を図る上で、公共事業の果たす役割はきわめて大きく、大阪府景観形成基本方針（以下、「景観形成基本方針」という。）に基づく基本目標、基本方針を踏まえ、大阪府は、良好な景観形成の手本となるよう、自ら率先して景観形成の先導に努めなければならない。

大阪府公共事業景観形成指針（以下、「公共事業景観形成指針」という。）は、大阪府が公共事業を実施するに当たり、良好な景観形成に積極的に貢献するために必要な事項を定め、府において、社会経済情勢などの諸事情を考慮した上で、その実施に努めるとともに、その他の公共事業を実施する者に対しても、公共事業景観形成指針に即した事業実施を求めるものである。

### 1 公共事業景観形成指針の位置づけ

景観法で「公共施設」は道路、河川、公園、広場、海岸、港湾、漁港、下水道、緑地、運河、水路、防水又は砂防の施設等としており、大阪府景観条例に基づく公共事業景観形成指針の対象となる事業は、公共自らが実施する事業を中心に規定している。

したがって、公共事業景観形成指針の対象とする事業は、景観法の「公共施設」に加え、庁舎や研究所等の公用に供する施設、学校、図書館等の公共の用に供する施設の整備に関する事業としている。

また、大阪府だけでなく、国の機関や市町村も含め、対象となる公共事業を実施するものは、公共事業景観形成指針に即して事業を実施するよう努めなければならない。

なお、景観法の趣旨を鑑み、景観行政団体である市町村の区域においては、当該市町村に委ねることとし、努力義務規定については適用除外とするが、大阪府が当該区域での実施する事業については、この公共事業景観形成指針に基づき、景観配慮を行うと共に、市町村と連携を図り、良好な景観形成に努める。

## 2 公共事業の景観形成における基本的考え方

### (1) 基本的姿勢

景観形成基本方針には、“景観形成を推進するにあたっての基本的姿勢として、常に景観の全体像をデザインする視点を持つことが重要である。建築物、道路、公園等の公共施設、民間施設等が全体的に総合的な視点をもってつくられてこそ、良好な景観が生まれる。”と規定しており、公共事業においても、常にその地域の景観のグランドデザインを考える姿勢をもつ必要がある。

このため、景観形成基本方針に基づき、公共事業の実施に当たり、特に以下の点に配慮する。

#### ① 自然環境に配慮する

大阪を形づくる自然の地形や気候等の風土を大切に考えるとともに、自然環境との調和や共生等、自然環境に配慮することにより、それらと密接な関係を保つことが必要である。

#### ② 地域性、場所性、歴史性に配慮する

地域や場所の個性は、風土、歴史、文化や産業等の要因によってもたらされる。それぞれの地域や場所には固有の特性があるため、環境がもつさまざまな情報を読み取り、地域や場所にふさわしい良好な景観形成を行うことが必要である。

#### ③ 機能面、安全面と景観を一体的に考慮する

機能面と安全面に十分、配慮することが必要であるが、「用・強・美」のバランスが取れてこそ、公共事業の目的が達成される。したがって、機能面、安全面だけに捉われて計画せず、常に景観の視点を持つことが必要である。

#### ④ 要素どうしの関係を考慮する

山並みや川、海といった自然の要素のほか、農地やため池、建築物や道路、橋梁といった施設、さらには、その施設を構成する擁壁や舗装などの要素、また、そこで展開される我々の生活も景観の重要な要素である。

景観全体の中で要素どうしが調和し、全体としてよくなっているか、また、要素どうしのデザインが整合しているかなど、要素と景観全体の“関係”を考えていくことが大切である。

要素どうしの関係においては、異なった要素どうしが接しあう「きわ」が重要であり、お互いの「つながり」を意識することが必要である。

(※ 本指針において「デザイン」とは形態、意匠及び色彩のことを指す)

## ⑤ 様々な視点からチェックする

### ◇ 異なる視点場から眺める

景観を見る場所と見られる対象の関係においては、「遠景」「中景」「近景」という3つの視点場が考えられる。

「遠景」では景観全体を眺められるため、ものが景観の中にどう埋め込まれているかを配慮することが大切になる。「中景」では、ものの集合が街並みなどにどのように整合しているかが問われる。「近景」では細部の造形や肌合いなどのディテールが問題となる。

「遠景」…山頂や海上、ビルの屋上、機上などから、市街地、山、海などの遠くのものを一望のもとに眺める景観  
「中景」…川や通りなどの開かれた場所から、街並みや建造物の集合などの中くらいの距離のものを眺める景観  
「近景」…至近な地点から、建造物などの単体や部分など、近くのものを見る景観

### ◇ 速度による景観の変化に留意する

自動車や自転車に乗った人々の視点や歩行者の視点など、景観は速度によっても変化する。このような移動者の視点で景観をとらえる場合は、景観の連続性に対する配慮が必要になる。道路景観や河川景観など、移動を伴う景観を考える場合には、特にこうした視点が必要である。

### ◇ 見る人の属性に留意する

大人の視点だけでなく、子どもの視点、また、障害をもつ人々や外国人の視点など、広範な人々の見方に十分配慮する。

### ◇ 景観のうつろいを考慮する

同じ場所の景観でも、季節や時刻、気候などに応じて様々な表情をみせる。一年の間の四季の変化ではそれぞれの季節に応じた景観、一日の間の変化では明け方、昼間、夕方、夜間といった景観のうつろいに対する配慮も必要である。

## ⑥ 時間の経過を考慮する

良好な景観形成においては、時間をかけて創り、育む視点が重要である。完成した時が終わりではなく、完成した時から景観形成が始まるという姿勢をもつ。このため、時とともに熟成する素材の選定や植物の生育への配慮などが必要である。

また、公共事業においては、計画から設計、施工まで長い時間のかかるものが多い。当初の計画からの統一したコンセプトを継承していくことに努め、事業の一貫性を確保する。このため、時間の経過に左右されない飽きのこないデザインや、時間の経過を考慮にいたれたデザインも必要である。

さらに、施工時に加え維持管理時においても、当初の計画意図を汲んだ維持管理を行うことが必要である。

## (2) 景観計画に基づく景観形成

景観形成基本方針に定めた道路軸や河川軸等の景観上重要な要素をもつ「景観形成を推進すべき地域」のうち、大阪を代表するような広域的な景観を持つ区域などを対象に「景観計画」を策定し、景観の骨格を形づくる公共施設等の役割をふまえた「公共施設等の景観形成に関する事項」を含む「景観形成方針」を、景観計画区域ごとに定める。

景観計画区域における公共事業の実施にあたっては、公共事業景観形成指針の考え方を基本として、区域ごとの景観形成方針に配慮することにより、公共施設等と周辺環境が調和し、一体となった良好な景観形成を推進する。

また、景観法に基づく景観重要公共施設については、景観形成基本方針に基づき、指定の検討を行うと共に、景観行政団体となる市町村が、府の管理する公共施設について、景観重要公共施設への位置付けの要請があった場合、整備方針等に関し協議調整し、協力する。

景観重要公共施設については、位置付けることにより、関係法令の特例等の活用が可能となり、公共施設自体の景観の維持向上を図ることができるほか、周辺住民の景観への意識向上等、周辺のまちづくりへの波及効果もあり、良好な景観形成に資する仕組みである。大阪府は、公共事業景観形成指針に基づき良好な景観形成を行うと共に、景観計画の策定にあたり、区域内の公共施設の指定について検討を行うこととする。

## (3) 市町村との連携による景観形成

良好な景観の形成は、居住環境の向上等住民の生活に密接に関係する課題であること、地域の特色に応じたきめ細かな規制誘導方策が有効であることから、基礎的自治体である市町村が中心的な役割を担うことが望ましい。そのため、公共事業の実施にあたっては、市町村の定める景観法に基づく景観計画、景観条例、景観形成に関する要綱や指針等に配慮するなど、市町村と連携を図り、良好な景観形成を図るものとする。

## (4) 府民・企業等との協働による景観形成

地域の景観に大きな影響を及ぼすような事業や地域のシンボルとなるような事業などについては、地域の住民や企業等の意見を聴取するなど、住民参加の機会の確保に努める必要がある。

また、公共施設を中心とした環境を美しく維持していくため、維持管理において、地域の住民や企業等との協力体制を構築する必要がある。

さらに、事業が完了し、その事業がどのように地域の景観に影響を与えたのか、地域の住民等から意見を求めていく姿勢も必要である。

このように、公共事業に府民・企業等が関わることは、地域や施設への愛着と誇りを育む上でも重要である。

### **3 良好な景観形成を図るための事業の進め方**

#### **(1) 計画段階**

計画の内容が、地域の景観と調和し、さらには、地域の景観を先導しうるものとなるよう事前に確認を行うことが重要である。

そのため、大阪府においては、地域の特性を把握し、計画の早い段階から公共事業景観形成指針や各部局で作成している指針等、市町村で作成している指針等に基づき、良好な景観形成の観点からの確認を行う。

また、各部局の作成する指針等については、必要に応じて公共事業景観形成指針と整合を図るなど連携を取り、より効果的に良好な景観形成を図ることとする。

#### **(2) 施工段階**

施工中に設置される現場事務所、仮囲い等の仮設について、できる限り周辺の景観に配慮したデザインとすることも検討が必要である。

#### **(3) 事業完了段階**

事業の実施主体は、事業完了時には、景観形成への取組みを振り返り、課題を明らかにすることによって、類似の事業へのフィードバックや当該施設の維持管理など、今後の良好な景観形成に役立てる。また、その際は、利用者や施設管理者等の視点も踏まえることが重要である。

#### **(4) 維持管理段階**

##### **① 適切な管理を行う**

構造物は、時間の経過とともに、劣化していくため、維持管理は、施設が存在する限り継続的に実施していく必要がある。また、新たな施設をつくるのが困難な財政状況及び環境対策等の観点から、今ある施設を長く使っていく視点を常に持ち続ける必要がある。計画段階において、将来的な維持管理を念頭においた計画とし、また、管理段階において、いつまでも美しく見せていくための配慮が必要となる。

##### **② 地域との協働体制を構築する**

地域との協力体制を構築し、維持することは、維持管理面だけでなく、住民が地域や施設への愛着を育む上でも重要である。この協力体制を構築、維持するため、住民、NPOやCSR活動を行う企業などに対して、必要な資器材の提供、収集したごみの処理、緑化技術支援等の必要な支援体制を地域の実情に合わせて構築することを検討する必要がある。

## 4 施設別指針

施設別に良好な景観形成のための視点を整理し、景観形成の配慮事項を指針として示す。事業の各段階において、以下の指針について留意するものとする。

### (1) 道路

#### 〔景観形成のための視点〕

道路の沿道は、市街地、自然、田園など多様な景観が広がり、特に幹線道路は軸景観として大阪の景観の骨格をなしている。また、道路の新設によってその沿道に街並みが形成されるなど、沿道の景観形成における影響が大きい。

道路の整備においては、道路の基本的な安全面や機能面を踏まえ、周辺の景観に配慮したデザインなど良好な景観形成に資するよう努める。

#### 〔景観形成指針〕

- 線形は、周辺の地形や周辺の景観への配慮の観点を含む総合的な計画条件を検討して決定する。また、良好なまちなみなど地域の景観資源を活用し、歩行時や走行時の景観の変化や眺望に配慮する。
- 大規模な法面や盛土などの周辺の景観に大きな影響を及ぼす恐れのある構造は、できる限り避けるなど、地域の景観を乱さない構造を選択する。
- 橋梁の新設は、地域の特性に応じて、周辺の景観に対して配慮するとともに、地域の景観資源となるよう、主要な眺望点からの見え方を考慮する。
- 高架橋は様々な角度から眺められる対象となることから、視覚的連続性に配慮するとともに、周辺景観に馴染ませる工夫を行い、圧迫感、威圧感を与えないように努める。
- 舗装の新設及び大規模な改修は、安全面、機能面や環境面の配慮とともに、地域の特性に応じたデザインや素材の工夫に努める。
- 幹線道路などにおいては、安全で快適な通行空間の確保、都市景観の向上、都市防災の向上、及び歴史的景観の保全のために必要な場合は、電線管理者の協力を得て、電線類の地中化など無電柱化に努める。
- 道路景観を形成する重要な要素である街路樹等の緑化にあたっては、景観のアクセントとなるような効果的な配置を工夫する。また、地域や場所の特性を表現するため、在来樹種等の活用を検討するとともに、植栽を行う地域や場所の環境に応じて適正な樹種を選択する。

## (2) 水辺（河川、港湾、ため池・水路、ダム）

河川、港湾、ため池やダムなど、水辺に係る公共事業においては、施設管理上の特性を踏まえつつ、安全面に配慮した上で、府民が誰でも容易に水辺に近づくことができ、水辺から親しみや安らぎを感じ、動植物も共生する“水に親しめるまちづくり”をめざして、水辺を活かした景観づくりを進める。

### ① 河川

#### 〔景観形成のための視点〕

江戸時代の大阪の都心部が「水の都」といわれ、川と人々の営みが深く結びついていたように、河川の水辺は、大阪の人々の暮らしに潤いと安らぎをもたらし、自由で活発な都市活動を支えてきた。現代においても、都市化の進展や生活様式の変化などに伴い、河川には「やすらぎとうるおいを与えるオープンスペース」としての期待が高まっている。

河川の景観形成においては、より一層環境の向上を図り、府民に憩いと潤いとやすらぎの場を提供するために、水辺空間を活かした魅力ある河川景観の創造をめざす。

#### 〔景観形成指針〕

- 水辺に人々が集まる賑わい空間や交流の空間など、地域の特性や自然との共存、安全面に配慮しつつ、人々が自然とふれあえる水辺の整備に努める。
- 地域の特性に応じて、清らかな水の再生、蛇行する流れ、瀬や淵などの多様な水辺の再生、護岸の素材の工夫などにより、生き物の生息の場（生態系）に配慮し、自然と共生する川をめざした整備を図る。
- 河川空間とその周辺地域を一体的に捉え、河川沿いの緑地の保全、堤防や河川敷、沿岸敷地等の緑化に努める。

### ② 港湾

#### 〔景観形成のための視点〕

重工業が中心であった大阪湾ベイエリアは、産業構造の変化と水辺空間の見直しに伴い、多様な都市機能を持つ、今後の大阪を担う世界に開かれた地域へと変貌しつつあり、この役割にふさわしい先導的な都市景観の形成が求められている。

このような中、府営港湾においては、長大な水際線を活用し、豊かな水、緑、光の中で人々が自然を身近に感じることができる、ゆとりと潤いのある空間を積極的に創出するとともに、あらゆる面で環境に配慮した、自然と共生する良好な景観形成をめざす。

#### 〔景観形成指針〕

- 水域、生物環境の保全・創造や、景観に配慮した緑豊かで人々に安らぎを与える水辺空間の形成を図る。
- 安全面に配慮した上で、海とふれあい、散策できる、府民に開かれた魅力的な水辺空間の整備を図る。
- 埋立て行為の実施や沿岸の施設の整備の際は、海上からの眺めなど周囲の景観にも配慮し、海辺に調和するものとする。また、施設の配置等については、海への眺望の確保や広場の設置など、海辺を積極的に活用したものとする。
- 歴史性、公園・緑地のアメニティ、産業景観（テクノスケープ）など、個性的な景観資源の顕在化と活用に努める。

### ③ ため池・水路

#### 〔景観形成のための視点〕

都市の中に存在する多くのため池や水路は、先人の知恵と努力によって作られた貴重な遺産であり、農業生産はもとより地域の防災空間として大きな役割を果たすとともに、身近な水辺空間、自然空間となっている。

これらのため池や水路を、貴重な地域環境資源として位置づけ、人々の憩いの場、安らぎの場として魅力ある景観整備を目指すとともに、子供たちの自然の環境学習の場としても有効に活用する。

#### 〔景観形成指針〕

- 安全面に配慮した上で、人々が水と緑に親しむオアシスとして、地域の景観拠点となる水辺空間の整備に努める。
- 地域の特性に応じ、池固有の歴史や生物等を活かした個性的な景観形成に努める。
- 自然と調和し、生き物を育む緑豊かな水辺環境の整備に努める。
- ため池や水路周辺の地域が一体となった水辺環境保全への取組みを進める。

### ④ ダム

#### 〔景観形成のための視点〕

水害の防止や水資源の確保等により地域社会の安全と発展を図るため、ダム建設及び適切な維持管理を行っていく必要があり、ダム建設においては自然環境への影響が避けられないが、影響を回避・低減・代償する観点から、可能な限り自然環境保全対策を進めて行く必要がある。

そして、安全面に配慮した上で、その豊かな自然環境やダム湖による水と緑のオープンスペースを活用して、多くの府民に愛され、親しまれるものとしていくことが重要であり、周辺の自然条件特性や社会条件特性を踏まえて、地域にふさわしい景観となるよう整備や保全を進めていく。

#### 〔景観形成指針〕

- ダムとそれに付属する付替え道路等の建設にあたっては、自然環境への影響は可能な限り回避・低減・代償するため、地形改変を最小限にするとともに、植生や生態系の保全、回復に努める。
- 地域にふさわしい整備や保全を地域の協力を得ながら進め、良好な水辺空間の創造や維持管理に努める。

### (3) 砂防

#### 〔景観形成のための視点〕

砂防事業は、災害に強いまちづくり、自然環境に配慮した事業の推進、地域の活性化につながる事業の推進を基本方針として、土砂災害を防止し、安全でうるおいのあるまちづくりをめざしている。

砂防事業の景観形成においては、安全面に配慮した上で、溪流が、地域住民にコミュニティの場やレクリエーションの場として利用され、親しまれるように、本来有している豊かな自然、美しい景観といった貴重な資源を活かす必要がある。また、緑豊かな斜面は地域の景観を構成する重要な要素であることから、歴史的風土等の地域特性を考慮する必要がある。

#### 〔景観形成指針〕

- 構造物等は周囲の自然景観に調和するように努める。
- 既存の樹木・樹林の保全や植生回復等により、緑豊かな斜面整備やグリーンベルトの整備を行う。

### (4) 公園緑地

#### 〔景観形成のための視点〕

公園緑地は、人々が交流し、人と緑がふれあう都市の中の貴重な空間であり、豊かな文化や新しい賑わいを生み出すものである。このため、未来の文化を創造し、発信する空間としてふさわしい、緑豊かな質の高い公園緑地を創造する必要がある。

また、地域の景観を構成する要素として公園緑地の果たす役割は大きく、公園緑地を地域のみどり景観の拠点として活用していくために、単に緑の量を増やすだけでなく、暮らしのなかで豊かさや潤いを感じられるみどりの質の向上にも努めることが重要である。（※ひらがなの“みどり”については、樹木等の植物としての緑だけでなく、緑と一緒にある周辺の空間も含む概念とする。）

#### 〔景観形成指針〕

- 都市における緑の拠点として、緑豊かな都市林を形成するとともに、周辺の緑との連続性、ため池や川、海などの水辺との連続性に配慮する。
- 文化やスポーツなど、多様な機能の導入にあたっては、広場や樹林の永続的確保と緑の育成を最大限に尊重する。
- 公園の立地する地域の歴史や生態系などの特性を把握し、地域に根ざした公園をつくとともに、安全面に配慮した上で、緑と施設の配置バランスや周辺地域を意識したデザインを行うなど、個性的で魅力的な公園を創造する。

## (5) 公共建築物

### 〔景観形成のための視点〕

行政サービス施設をはじめとして、集会施設、学校施設、公営住宅、上下水道の処理施設などの公共建築物は、人々の生活を支える地域の重要な建築物であり、それ自身が地域の景観の中でシンボリックな役割を果たすことや府民や事業者の建築活動に対する手本となることが期待されている。

公共建築物の景観形成においては、空間的なゆとりや美しさなどを備えつつ、自然環境や周辺環境との調和や地域らしさの具体化など、地域における建築物のあり方を先導した、“手本となる公共建築物づくり”を行う。また、これらの公共建築物に対して長期的・計画的に適切な維持管理を行うことで、美しく好ましい景観を保つことが必要である。

### 〔景観形成指針〕

- 周辺景観との調和、道路との一体的な景観形成、地域性を活かしたデザインなど、景観づくりの手本として良好な景観形成を行う。
- 建築物周辺の付帯物（高架水槽、ダクト類、エアコン室外機等）については、建築物との一体化や敷地の外から見えない位置への配置など、外観に配慮する。
- 上部利用可能な施設の上部利用や広場の設置など、周辺景観と調和し、開かれた外部空間づくりを進める。
- 駐車場、駐輪場及びごみ置き場等を敷地の外から見える場所に設置する場合は、植栽により修景し、又は建築物等と一体化するなど、外観に配慮する。
- 敷地内の緑化等を推進することでヒートアイランド対策など環境に配慮し、都市のアメニティ創造並びに景観向上に努める。
- 敷地周辺にある緑との連続性や安全面等に配慮しつつ、道路に面する敷地に緑を適切に配置する等、植栽する樹木の位置、種類、形状等を検討する。
- 適切な維持管理を行い、外観を美しく保つとともに、耐震改修等の際にも、外観に配慮する。

## 5 共通指針

公共事業の実施にあたり、共通する項目について、良好な景観形成のための視点を整理し、景観形成の配慮事項を指針として示す。

事業の各段階において、施設別指針と共に、必要に応じて共通指針について留意するものとする。

### (1) 構成要素別指針

#### ① 斜面、法面

##### 〔景観形成のための視点〕

斜面や法面は、自然景観を背景とし、規模が大きく連続的に存在することが多いため、視覚的に認識されやすく圧迫感を与えることがある。このため、現況の地形や周辺の自然生態系を考慮した上で、可能な限り、周辺景観との調和を図るよう配慮する必要がある。

##### 〔景観形成指針〕

- 緩やかな勾配の採用により圧迫感を和らげる。
  - 周辺の地形との連続性に配慮する。
  - 植栽可能な勾配であれば、緑化により表面処理を行い、与える印象を和らげるよう努める。
- その際、郷土種等を用いるなど、地域の自然生態系に十分配慮する。
- 法枠工を採用する場合にも上記と同様の配慮を行う。

#### ② 擁壁

##### 〔景観形成のための視点〕

擁壁は、急勾配で無機質なものが多いため目立ちやすく、長大なものは強い圧迫感を与える。このため、周辺景観との調和を図るよう配慮する必要がある。

##### 〔景観形成指針〕

- 高さを可能な限り抑え、圧迫感を和らげる。
- 周辺景観と調和した規模、デザインとなるよう配慮する。

#### ③ 護岸

##### 〔景観形成のための視点〕

護岸は、水辺に設置される人工的な構造物であり、形態等の工夫により周辺景観との調和を図る必要がある。また、潤いのある水辺の景観を実現するためには、親水性を確保する必要がある。

##### 〔景観形成指針〕

- 安全面に配慮した上で、階段状としたり、緩勾配にするなど水辺に近づきやすい形態となるよう配慮する。
- 周辺景観と調和したデザインとなるよう配慮する。
- 緑化を施すことにより、与える印象をやわらかくするよう努める。

#### ④ 舗装

##### 〔景観形成のための視点〕

舗装面は景観を構成する重要な要素であり、歴史的なまちなみや商店街、公園内の園路など、特に景観上の配慮が必要な場所では、周辺景観との調和を図るとともに、地域特性に応じた演出が望まれる。

##### 〔景観形成指針〕

- 安全面、機能面や環境面の配慮とともに、地域の特性に応じたデザインや素材の工夫に努める。
- 埋設物の維持管理等で部分的に舗装を復旧する場合、できる限り従前の舗装と違和感が生じないように配慮する。

#### ⑤ 付属物

##### 〔景観形成のための視点〕

安全面や機能面を重視するだけで、景観上の配慮がなされていないものも多く、景観的にマイナス要素となっている場合もある。安全性、機能性を確保しつつ、構造的合理性に基づいた形状とするとともに、周辺環境や他の構造物との一体的な調和を図ることが望まれる。

##### 〔景観形成指針〕

- 防護柵、防止柵や防音壁は周辺景観に対して目立ちすぎない形状とし、また、地域特性に応じた適切な色彩とするよう配慮する。
- 眺望の期待できる高架道路等における付属物等については、安全性、機能性を確保しつつ、地域の状況に応じて、眺望の確保に努める。
- 道路占用物、設備類等は周辺景観や他の構造物との一体的な調和を図るよう配慮する。
- 彫刻、モニュメント等の設置にあたっては、設置場所の空間特性に配慮する。
- 照明施設は、周辺の状況に応じた照明方法等により、夜間景観が良好となるよう配慮するとともに、光による害が生じないように努める。
- 照明施設の器具や支柱等のデザインは、周辺の自然やまちなみ等の景観に調和するよう配慮する。
- 標識・サイン等は、掲出場所に留意し、分かりやすく、統一性のある質の高いデザインを採用したうえで、数や規模を必要最小限とするよう努める。

## (2) 緑化指針

公共事業における緑化にあたっては、施設本体のデザインとともに景観全体に配慮して、以下の共通的な緑化指針に基づき、施設緑化による良好な景観形成を推進する。

### 〔景観形成のための視点〕

都市の緑は、環境の保全、景観性の向上や生物の多様性の確保等、重要な役割を果たしており、とりわけ、近年、ヒートアイランド現象の緩和や都市の魅力を向上させる上でも重要性を増している。

四季の彩りや地域の特色、地域の良好な景観を演出する素材として、樹木や花を積極的に活用することにより、世界都市大阪の風格を醸成する個性的で緑豊かな景観形成を進める。

新たな大阪府広域緑地計画にみどりづくりの目標として位置付けている「厚みと広がりを持ったみどりのネットワークの形成」、「市街地におけるきめ細やかなみどりづくり」、「多様な主体や活動との連携によるみどりづくり」に取組み、良好な景観形成を推進する。

### 〔緑化指針〕

- 大阪府自然環境保全条例に定める府有施設等の緑化基準の達成に努めるとともに、民間施設のモデルとなる緑化に努める。
- 既存施設についても計画的な緑化を推進し、府有施設等緑化推進計画の達成に努める。
- 駅前や街の中心部などの緑化効果の大きい場所においては、それぞれの場の個性を形づくるシンボリックな高木の植栽や、四季の彩りを演出する花壇などを整備する。
- 街全体が緑であふれるような景観づくりを進めるため、建造物の屋上や壁面の緑化、法面や擁壁の緑化などを推進し、緑視率の増加を図るとともに、周辺地域の緑との連続性に配慮し、きめ細かな広がりのある緑の形成に努める。
- 地域のシンボルとなる樹林や樹木は極力保全し、景観要素として積極的に活用する。
- 植物が健全に成長するために必要な植栽基盤の整備を行うとともに、維持管理の際に必要な剪定や枝打ちを行う場合には、樹木本来の姿を見極めて、生育に応じた樹形を美しく見せるよう配慮する。
- 施設の維持管理、改修、建替の際には、生物の生息環境となっている緑等の機能保全に配慮する。